

2020年5月12日

国立大学法人高知大学長
櫻井 克年 殿

授業料納付期限延長などの学生支援を求める要望書

高知大学教職員組合
中央執行委員長 峯 一朗

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で保護者の収入や学生のアルバイト収入が減少し、経済的に困窮する学生が増えていることから、国内の大学で学生に対するさまざまな経済的支援が進められています。そのような中、先日、本学の学生に対し、2020年度の第1学期分授業料の納付期限を5月31日までとする旨の告知がありました。恐らく例年通り4月初旬に授業料納付猶予申請手続きが行われたことを前提として、このような決定をされたものと思いますが、その後の高知県内における休業要請などの事態の急変により、現在、本学にも予想外の経済的困窮に陥っている学生がいる可能性が十分に考えられます。

下記に引用した文部科学省の通知（3月24日）でも納付猶予が求められており、また、私たちが4月30日に提出した要望書（「新型コロナウイルス感染拡大防止対応に関する要望」）でも「入学金・授業料について、納付期限の延長や分割納付を認めるなどの弾力化」を求めてきましたが、上記のような状況を踏まえて、ここに改めて今年度1学期分授業料納付期限の延長を求めます。

同時に、学生の状況（学業面や生活・経済面など）に関する調査等を通じて実態把握に努めること、ならびに下記に記載した中四国などの他大学の学生支援を参考にして、授業料納付期限延長以外にも学生への支援をできる限り実施することを求めます。

◆文部科学省「(高等教育局長通知) 令和2年度における大学等の授業の開始等について(令和2年3月24日)」7頁

「4. 授業料等の学納金に係る取扱いや学生の修学支援について

(1) 経済的に困難な学生への授業料等の納入の猶予については、令和2年3月17日付通知でお願いしているところ、入学や新学期の開始に当たり、各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設使用料等の学納金の納付が困難な者に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時

期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮をいただきたい」

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

◆愛媛大学

授業料納付期限を9月23日に延長し、緊急奨学金も準備しています。

<https://www.ehime-u.ac.jp/post-118726/>

また、図書館での事前予約制による貸出の実施も行われる予定です。

<https://www.ehime-u.ac.jp/post-118816/>

◆香川大学

希望者に対して一時的な給付金を支給するようです(申請・審査あり、1ヶ月あたり3万円、原資は地域の方や教職員への寄付呼びかけ)。

<https://www.kagawa-u.ac.jp/24967/>

◆徳島大学

クラウドファンディングで修学支援基金を集め、入学金や授業料免除するお金を得ようとしています。

<https://otsucle.jp/cf/project/2789.html>

◆徳山大学

授業料延納、Wi-Fi環境のない学生へのルールに則った教室の開放など、学生支援を充実させています。

http://www.tokuyama-u.ac.jp/news/notice/post_20190680.html

<学生調査の実施例>

◆全国大学生協同組合連合会

「緊急！大学生・院生向けアンケート」大学生回答速報

<https://www.univcoop.or.jp/covid19/enquete/index.html>

◆名古屋大学「健康と生活習慣に関するアンケート」結果

<http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/healthq200507/>

以上